

第3期 第10回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第3期 第10回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成26年7月18日（金） 午後6時から8時
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	（委員19名）宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、石井知子委員、岩月裕美子委員、岩橋栄子委員、大塚邦俊委員、堀木正宏委員、丸山敏雄委員、米澤聡子委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員、木田正吾委員 （事務局6名）福祉部長、経営課長、福祉施策調整担当課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	11名
5 議題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター運営協議会 1 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 2 地域包括支援センター委託仕様書について 3 平成25年度地域包括支援センター実績報告について ○ 地域密着型サービス運営委員会 1 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 2 地域密着型サービス事業者の指定について 3 地域密着型サービス事業者の指定更新について 4 指定地域密着型サービス事業者の指導等実績について ○ その他 1 介護保険について
6 配布資料	（資料1-1） 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる意見整理「高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実」 （資料1-2） 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる意見整理「地域密着型サービス拠点等の整備促進」 （資料2-1） 地域包括支援センター業務の委託仕様書（概要） （資料2-2） 準備委託仕様書（案） （資料2-3） 委託仕様書（案） （資料3-1） 平成25年度地域包括支援センター実績報告 （資料3-2） 平成26年度支所アンケートについて （資料4） 地域密着型サービス事業者の指定について （資料5） 地域密着型サービス事業者の指定更新について （資料6） 指定地域密着型サービス事業者の指導等実績について （資料7） 介護保険について （参考1） 高齢者基礎調査結果 ～性別・圏域別の主な結果について～ （参考2） 練馬区認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業について

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部福祉施策調整担当課地域包括支援センター調整担当係 TEL：5984-4582（直通） Eメール：FUKUSISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL：5984-4589（直通） Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第10回地域包括支援センター運営協議会 第10回地域密着型サービス運営委員会

（平成26年7月18日（金）：午後6時00分～午後8時00分）

（委員長） これより第3期第10回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をお願いする。

（事務局） ただいまの出席委員は18名である。

現在、傍聴者は8名である。

（委員長） 資料について、追加がある。事務局より説明をお願いする。

（事務局） 資料について説明をする。

席上に配付した資料3-1、資料7、参考1、参考2である。資料3-1は、事前に送付した資料の差しかえとなる。

資料7、参考1、参考2は、追加の資料となる。

資料の案内は以上である。

（委員長） 資料の不足についてあれば挙手を願う。よろしいか。

（なし）

では、6月23日付で練馬区職員の人事異動があった。

人事異動について、新しく着任した区の職員を紹介してもらいたい。

（福祉部長） 【自己紹介および挨拶】

（高齢社会対策課長） 【公務による遅参のため後刻自己紹介および挨拶】

（光が丘総合福祉事務所長） 【自己紹介および挨拶】

（委員長） 新しくメンバーに加わっているので、よろしく願います。

それでは、次第に沿って議事を進めてる。

本日も、委員の皆様には活発なご意見、ご発言をお願いする。

なお、午後8時を閉会の目途としているので、会の円滑な進行に協力をお願いする。

また、議事録を作成する都合上、発言は、マイクを通して願います。

では、まず最初に地域包括支援センター運営協議会、案件の1、第6期練馬区高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてであるが、これは後の地域密着型サービス運営委員会の案件と共通しているところである。

では、資料1-1の説明を福祉施策調整担当課長、願います。

（福祉施策調整担当課長） それでは、資料1-1に基づいて、高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実についてご説明させていただきます。

説明に当たり、本日のこの意見整理についての位置づけの確認をさせていただきます。

改めての確認となるが、この第6期高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定においては、介護保険運営協議会に諮問をされているものである。その諮問された内容のうち、高齢者相談センターと地域密着に関わる部分については、それぞれの委員会に検討が依頼されているところである。

そうした経緯から、この会において意見を整理していただき、次回予定されている7月29日の介護保険運営協議会に、この整理された意見を提出するという内容である。

【資料1-1について説明】

（委員長） それでは、この1-1の、ただいまの説明に対して、発言、意見があれば、よろしく願います。

（委員） 資料内容の確認だけだが、1ページ目に、4か所の本所と24か所の支所となっているが、これは25か所でよいのか。

（福祉施策調整担当課長） 10月1日に25か所となるので、本日においては24か所としている。時期が来たら、25か所と修正させていただく。

（委員） 参考の方の資料は、高齢者相談センター分科会の方は25か所になっているが、それは同じように7月だが。

（福祉施策調整担当課長） 分科会の方のまとめについては、10月1日を見込んで書いているということで、書きぶりに齟齬がある。

そういう意味では、資料1-1のまとめの方に合わせたいと思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。ご意見などあれば、願います。いかがか。

（なし）

（委員長） では、続いて資料1-2の説明を介護保険課長、願います。

（介護保険課長） 【資料1-2について説明】

（委員長） それでは、資料1-2について、意見、質問があれば願います。

（委員） 1番目の小規模多機能型居宅介護、これは私の母も利用しており、非常に助かっている。

私の母が行っているところは非常にいいところで、利用率も高いと思っているので、多分これは、60%というのは平均だと思うのだが、どれくらい下の方と上の方と幅があるのか、わかったら教えていただきたい。

（介護保険課長） 最も利用率の高いところは96%である。逆に、最も利用率の低いところは16%である。

（委員） その差はどこにあるのか。

（介護保険課長） 1点は、どれだけ長く事業をやっているのかというところがある。要は、新しい事業所については、まだ地域に定着しておらず、周知が十分でない部分もあるので、利用がそれだけ伸びないというところがある。

逆に、利用率の高いところについては、事業として、それだけ長くこの仕事、この事業をやっているので、その分地域に、それこそ定着していると考えているところである。

（委員長） よろしいか。

（委員） 同じページの認知デイなのだが、これは、どこの区もこんなものかなという感じはするのだが、最後にポイントとして、一層の普及啓発ということは、具体的に今考えられていることは。ものすごく制度的に阻害要因はわかっている。

それ以外で、先ほどの独自加算ではないが、何かあったら教えていただきたい。

（介護保険課長） 委員はご存じだと思うのだが、独自加算できるサービスというのは、法で決まっており、認知デイが独自加算できるのであれば、それは入れたいという気持ちはある。だが、残念ながら、これは独自加算の対象になっていないので、実は、私どもは小規模多機能型居宅介護を運営されている事業者の皆さんと私たちとで、様々な意見交換をしたり、また、認知デイの事業者の皆さんのところに、私たちの職員がそのような勉強会や何かの場に参加し実態を教えていただく中で、このような利用率を何らかの形で向上

する方法について、一緒に検討させていただきたいと思っている。

今、具体的にこういう方法を考えているというようなものは、駒としてはないのだが、今年度いっぱい、そういったような勉強会なりに参加し、利用率の向上に向けて方策を考えていきたいと考えている。

（委員） 今、小規模の通所のデイサービスが結構いろいろとあるのだが、地域密着になると、例えば練馬区の方は練馬の小規模でなくては通えないとか、あるいは、境目にあると、板橋の小規模に通う場合は何か手続が必要とか、その辺、もし移行するとしたら、スムーズに皆さんが利用できるようにしてもらいたい。

（介護保険課長） 基本的に、地域密着型のサービスは、その区の区民の方に対してのサービスというような形になるので、基本は練馬区の方に使っていただく介護保険事業所というような形になる。

ただ、事業所に空きがある場合であるとか、区境にあって、練馬区民以外の方でも、施設に空きがあるような場合については、これは、隣の区で逆の場合も言えるのだが、余裕があれば、それぞれの区の中で指定して、そこの区民の方も使ってもらい、練馬区民の方も、そちらの方に使っていただく。

この後、更新のところで、隣接ではないのだが、そういったような事例もあるので、またそこのところでも、そのような事例は実際にあるということでご案内させていただく。

（委員） 2ページ目の7番の地域密着型介護老人福祉施設なのだが、私の認識が違っていたら言っていたらいいのだが、先ほど一般特養に含める形でというふうな話があったと思うのだが、地域によっては、各特養の条件を、これは国に申請するのかわからないが、できるだけ利用促進のために緩和措置をとるといったところを聞いているが、その辺は考えているのか。

（介護保険課長） 要件緩和は、これは特養の場合は法で決まっているので、なかなかそのような考えというのは、もう少し検討させて勉強させていただきたいと思っているのだが、資料7に書かれてある趣旨は、これは5期計画のときにもそのように書かせていただいているのだが、特別養護老人ホームを練馬区全体で何床つくるという形に、そのような計画をつくるときに、一般特養と言いつつ、30床以上の、ある程度規模の大きい特養を、例えば練馬区は100床、200床つくるといったときに、小規模特養も、それとは別の数字、それとは別の計画をつくるのではなく、その出された数字の中に地域密着型小規模特養も含める形で対応していきたい。

したがって、ここに書いてあるとおり、一般特養があり、その事業者が、サテライト、要は支店として近くに小規模特養をやりたいというような考えの方がいた場合であっても、全体の100なり200なりの計画の中の一部として、例えば29床の特養をやりたいということであれば、その全体の中で計画を考えて対応させていただく。地域密着だからといって切り出して別枠で対応するということはないというような形で受けとめていただきたい。

（委員） 1ページのパーセンテージの問題なのだが、実はこのパーセンテージというのは、新規に利用する方、それからやめる方も結構多い。

特に、男の方なんかは、行って合わないからやめてしまったとかという、パーセンテージが増えない原因の中に、合わないからという、何か漠然としているが、そんな原因もあるのではないかと考えている。

例えば、いろいろと施設にはよって大分違うのだが、全体的に、やはり男の方も、男性の方は少ないし、女性の方はいっぱいいて、いろいろなお話をされて楽しくやっているが、男の方はそこにぽつんと立っている、座っているというようなことも結構あるので、内容的なところも少し検討すれば、もっと利用率も増えるのではないかと思うのだが、いかがか。

（介護保険課長） 今の意見も含めて、先ほど申したように、事業者の方といろいろな意見交換をしたいと思っているので、そのような提案の一つとして、勉強会の中で提案させていただきたい。

（委員） 1ページの3の認知デイなのだが、利用率が45%。

前回も、整備率も低く利用率も低いということで、5期計画においてはかなり低いと思うのだが、ここに、6期に向けては高齢者相談センターやケアマネジャーの普及啓発が望まれるということは、6期の計画は、基本的には考えないという解釈をしてよいのか。

（介護保険課長） 認知デイについては、事業者から整備をしたいという相談があれば、それを必ずしも拒むものではない。

ただし、5期の計画のときは、5か所の整備という形で数目を出した計画をつくったのだが、6期については、圏域ごとに一つずつという、そういう数目を出すのではなく、むしろ今の利用率、約45%と書いてあるが、今、18ある事業所の利用率を、例えば60%とか、70%とか、80%とか、少しずつ上げるような形で、事業所の皆さんであるとか、ケアマネジャーの皆さんと一緒に工夫していきたいというふうに考えている。

（委員） 我が家は、定期巡回・随時対応型のサービスを利用しているが、本当に、このサービスで助かっている。

それで、一番驚いているのは、利用料が、非常に低額になったというか、とにかく今まで定期のケアプランに対して3分の1ぐらいの利用料で賄えるということが、ちょっと驚きなもので、ここに区独自の報酬加算の設定というのは、どの程度の報酬加算が、どういう部分でなされるのか。

私も、本当に働いている方は気の毒だと逆に思うようなときがあり、最近、本当にヘルパーも異動が激しい。正直、だから定着されていないのかとも思ってしまい、とにかく男性のヘルパーさんが目立つようになった。

うちは、もう大分慣れてきたので利用しているが、当初はとても男性を嫌がった。でも、もうそんなことを言っていられないので、最近はもう大分慣れて、「ありがとうね」と言っているが、やはり男性がこういう業界に随分入っており、彼らが本当に生活ができるだけの報酬を得られているのかどうか、私はその方が心配になっている。よろしく願います。

（介護保険課長） 区独自報酬加算というのは、一定程度、国の方の許認可というのがあり、定められた中で区で独自にその部分については上乘せして良いという制度になっている。

これまで練馬区でも、小規模多機能については区独自報酬加算をしているのだが、例えば地域の方とさまざまな行事を一緒にやっていただくとか、一定程度の人数の職員さんをつけていただくとか、そのような、ある一種のルールみたいなものをつくり、それをクリアした段階では、区として、その事業所に対して報酬加算をつけるという制度なので、

既に定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、さまざまな区で導入している部分もあるので、練馬区だけではなくて、他区の実績や何かも見ながら、どのような形の報酬加算をつけていくのか、これから研究して、取り組んでいきたいというふうに思っている。

（委員） 6番の複合型サービスだが、他区の例を見て、非常に、複合型サービスに移行したために事務的な負担、特に医療連携とのことはかなり負担が増えて、職員の負担は並大抵のものではないという話を聞いている。

であるため、これは区独自の加算と、非常にいいアイデアだとは思いますが、それに加えて、ぜひ、複合型になったために事務負担が増えるというようなことのないように、それはお願いできればと思う。

（介護保険課長） 特別、複合型になったからといって、大きな事務負担があつて、働いている皆さんが大変だと、あるいは、そのしわ寄せが利用している皆さんのところに回ってきたと、このようなことがないようにしていきたい。

（委員） 1ページ目の、かなり今日意見が出ている利用率の件なのだが、これは普通、例えば小規模多機能型の介護施設が60%とか、認知デイが45%。非常に低いと思うのだが、これがこのまま続いてしまうと、事業自体が非常に危ぶまれてしまうのではないかと私は一般的に思う。その点と、この利用率の出し方なのだが、これは、いろいろな施設がいろいろとあつて、それぞれの施設ごとの利用率の単純平均なのか、あるいは、練馬区の施設全体のキャパシティに対する利用率の数字なのかで大分変わってくると思うのだが、その辺はいかがか。

特に、かなり利用率が低いことで、区のサービス体制が非常にこれから心配だという気がしたので、よろしく願います。

（介護保険課長） 後段の質問の方から答えさせていただくと、委員が言われたように、全体のキャパ、定数を全体の利用者で割りかえした数字で、この数字を出している。

それから、余り利用率が低いと、事業をしている事業者の皆さんの事業展開が危ぶまれるというのは、実は私どももそこら辺を危惧しており、事業所が廃止になれば、そのエリアの方は、サービスを受けたいといつても受けられなくなってしまうわけである。これは、もうご存じのとおりである。

したがって、私どもとしては、この6割、あるいは45%というようなところの事業所については、そのような事業所というか、そういうサービスについては、もう少しこ入れをしていく形で、事業者の皆さんと一緒に対応を考えていきたいという考えである。

（委員） この小規模多機能の60%の中身なのだが、利用するときが一番最初に関わるのがケアマネジャーだと思うのだが、利用者の特性によって、小規模が合うのか、大規模が合うのかというのがあると思う。小規模だと、一旦気まづくなってしまうと、もう退所しれないという、いわゆる相性の問題がかなり大きいと思う。

その辺の流動性というか、小規模から大規模の方へ移ったとか、大規模から小規模に移ったとか、そういうところも数値として把握できているのか。

（介護保険課長） 前段は、規模が大きいから良くて、規模が小さい地域密着だからサービスが悪いということはないということが前提でよろしいか。

（委員） そのとおりである。

（介護保険課長） その次に、事業所を移った方の実績であるが、申し訳ないが、そうい

う数字は区としては持ち合わせいない。

（委員長） なかなか一人一人に合ったサービスを地域の中で結びつけていくというのは大変難しいことではあると思うが、そのようなところについて、今後、行政もそうだが、地域の中の事業者でも考えていく必要があると思う。

とにかくサービスに充てればよいということではなくて、その人に合ったものをどういうふうを選んでいくかというところが大きな課題だと思う。

（介護保険課長） 委員長がおっしゃるとおりであり、それはまさにケアマネジャーの方であるとか、事業所の方の中でやっていただき、その方のアセスメント、状況をしっかり把握して、一番良いサービスを選び、納得した中で事業所と計画しているという形で進めているものだと思っているので、残念ながら、いろいろな事情でサービス事業所を移る方もあるかもしれないが、基本的には、しっかりしたアセスメント、あるいはきちんとした事業所を選んで、使うというのが基本だと思っている。

（委員） 一時的に家族として使っていたもので、父親が何か所か変わったのだが、そのときに思ったことは、ケアマネジャーは全部の事業所を知るわけではなく、一部のことしか知らないし、自分が関わっている場所の施設しか知らない。

だから、利用する家族としては、施設の全体を把握している方がコーディネーター役として、ケアマネジャーと施設を引き合わせる、そういう総合的な相談アドバイザーが必要かなと思った。

ケアマネだと、幾ら「どこがいいですかね」と言っても、ケアマネさんも一部しか知らないことであれば、区の施設を全部使えるわけではないので、総合的な、複合的なアドバイザーをお願いしたいと思っている。

（福祉施策調整担当課長） 本日の資料1-1の2ページであるが、今いただいた意見は、以前の会の中でも同様の趣旨のものをいただいている。

2ページの2番、高齢者相談センターの対応力の強化の（1）地域のケアマネジャーの持つ情報量を増やし、資質が向上するよう、高齢者相談センターが中心となって支援する必要がある。ここで今、いただいた意見の趣旨を酌み取らせていただいている。

この意見は、介護保険運営協議会に提出したいと思う。

（委員） 24時間定期巡回サービスというのは、たしか前回の介護保険改正のときに目玉だったかと思うのだが、実績としては余り利用されていなくて、さらなる普及促進が求められているみたいなことを書かれているのだが、サービスを利用者が知ると、かなり利用率が高くなってしまわないかと思っており、そうした場合の事業者側の対応というのは可能なのか。

（介護保険課長） 第5期の計画では8か所を、練馬を四つの生活圏域ごとに分けて、2か所ずつ、都合8か所、これを整備すると計画した。

今、光が丘が1か所足りないのだが、7か所まで整備しており、練馬区は23区の中で一番事業所の数は多い。

ただ、今、委員から発言があったように、このサービスは在宅を支える一つの有効なサービスというふうに考えているので、6期においても、既存のサービスの利用者を増やすこととあわせて、事業所もできれば増やしていきたい。それぞれの生活圏域で幾つかずつ。幾つかになるかというのは今後検討するが、この5期の計画は8か所でおしまいというこ

とではなくて、これについては増やしていきたいというふうに思っている。

（委員長） もし意見などが無ければ、次の案件に進めるが、よろしいか。

（異議なし）

（委員長） それでは、案件の2、地域包括支援センター委託仕様書について、資料2-1、2-2、2-3の説明を、福祉施策調整担当課長、お願いします。

（福祉施策調整担当課長） それでは、資料2-1から2-3まで一括して説明するが、2-2と2-3の内容は、2-1に要約しているのので、本日、この場では2-1に限って説明をする。

この地域包括支援センター運営協議会において、3月と5月に、委託することについての議論をいただいた。また、6月の協議会においては、方針についての議論をいただいたところである。

区としては、それを受け、6月27日に、練馬区議会、医療・高齢者等特別委員会に、委託について報告し。その内容については、議会の方でもご理解いただいたところである。

また、今週の月曜日であるが、7月14日に、個人情報保護運営審議会が行われ、私どもの方で、資料2-1と2-2、2-3の仕様書について、審議会に諮問をした。その結果、賛成ということで結論をいただいたところである。

本日は、そうした経緯も踏まえ、仕様書の概要について説明するが、趣旨については、既にご議論いただいているところであるため、内容の要点だけ説明する。

【資料2-1、2-2、2-3について説明】

（委員長） それでは、資料2-1について、意見、質問があれば、お願いします。説明が課長からもあったが、このプロポーザルのときに、ぜひこういうことは聞いてほしいというようなこともあれば、今日、この場でご発言いただきたい。

（委員） 委託期間が27年4月1日から28年3月末日、これは1年間ということか。4回まで更新できるということだが、利用者というか、相談しにいたり、その包括支援センターを利用している者が、しょっちゅうそれが変わるようなことでは、安心していろいろなことが相談できないとか、また、大事な情報を共有するわけなので、そういう意味でも、この4回まで更新できて最長5年間というのが、長いのか短いのか、それに充当しているのか、私はどういうふうに判断していいのかよくわからないが、そこら辺は大丈夫なのかという不安がある。

（福祉施策調整担当課長） 委託期間であるが、まず、こうした業務の委託については、単年度ごとに更新していくという方式が一般的である。長期継続契約という考え方もあるが、それは例えば電気や水道のような、一つのところから供給することが継続的に見込まれるようなケースに限られていたり、あるいは施設の運営のような、一定期間の運営を委託する場合には出てくるものであるが、このような業務の履行ということではと1年である。

その場合、区の一般的な規定だと、成績が良好な場合、2回まで更新できるというのが原則である。

今回、私どもは契約部署と、高齢者が関わる業務で、事業者が変わってしまうと高齢者の心理的な不安や、それから業務の継続性が心配されるので、最大限更新できるようにしたいという要望を上げたところ、4回まで更新できるという特例措置を講ずることができ

たので、我々としては、5年というのは、今の区の仕組みの中では最大限の期間であるというふうに考えている。

（委員） 今までは役所の一部門だからという安心感があった。だから、人が入れかわったところで、役所だからというのがあったのだが、今度は逆に、事業所という、いわゆる民間委託になるため、そうしたら、全然違うところに5年後変わってしまうということがあれば、利用者としては、その辺を不安に思いながら利用することになるのではないかなというのがあり、そこのところを役所がどう補完するのかというところも、はっきり明確に出した方が、利用者に安心を与えるものだと思うが、いかがか。

（福祉施策調整担当課長） 2点説明させていただく。

まず、5年後にどうなるのかということであるが、5年後、改めてプロポーザルにより受託事業者を選定するという仕組みになっている。

したがって、この事業者がプロポーザルで再び応募し、選考される可能性もある。そうなった場合は、結果的に10年継続という可能性も出てくるというものである。また10年後も同様である。

そして、もう一方で、民間事業者については、この概要の頭書きのところに書いているとおり、現在、24か所の支所は全て委託しているところである。そうした支所の運営実績を持って、区と一体的に地域包括ケアシステムを推進し得る資質を既に備えているというふうに認識しているので、そうした総合的な能力を勘案して、我々としても選定していきたいというふうに考えている。

（委員） 2点ほど、プロポーザルのときに確認していただきたいことがある。

1点は、いわゆる圏域内の調整というのが非常に大きなことである。指導・助言ということが加わる。

では、そこの手を挙げたところが、どういう考え方で、具体的にどういう指導をするのか、どういう助言をするのか、具体的に出していただきたいというのが1点である。

もう一点は、ここで大分議論があったと思うが、基幹のところとの連携というので、いわゆる同じような言葉なのだが、地域ケア圏域会議の、これの具体的運営。どういう基本的な考え方で、具体的にどういうふうにやるのか。

なぜ、それを私がお願いするかというと、先ほどほかの委員の方がおっしゃったように、今までは全部役所の方でやっていたから安心感があるわけである。そうすると、この辺が統一的に、ある程度具体的にできていないと、地域によって格差が生じてくるだろうと、多分。

そのように理解するから、要約すれば、その2点で押さえられるのではないかと私は考えるので、ぜひ、もしできればお願いしたいということである。よろしくお願いします。

（福祉施策調整担当課長） 今いただいた意見については、プロポーザルの選考の際に反映できるようにさせていただきたいと思う。

なお、参考までに、資料2-2の3ページをごらんいただきたい。

3ページの中ほど、やや下の方に、ウということで、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業というのがある。

この3つ目のポツであるが、そこには、「地域ケア圏域会議を年4回程度開催する計画を立案し準備を行うこと」と記載し、その2つ下のポツであるエの直前であるが、「地域

ケア圏域会議の実施については、甲、つまり区が定めるガイドラインに基づき、平成27年3月末日までに地域ケア圏域会議実施マニュアルおよび地域ケア圏域会議実施計画を定め甲に提出し、準備状況を報告すること」としている。

私どもとしても、どの地域であっても、地域ケア会議が均等な質を確保できるよう、また、それがレベルの高いものと水準を上げていくことができるよう、ガイドラインを示して、クオリティーコントロールを図っていきたいと考えているので、こうした部分も含めて、プロポーザルの中では確認したいと考えている。

（委員）一番最初のページで、成績が良好な場合ということなのだが、この成績というのは、誰が、いつ、どのように評価するのか。その場合に、例えば我々みたいな意見というか、一般的なものがどうやってすくい上げられるのか。

（福祉施策調整担当課長） まず、委託契約であるため、私どもがその検査を行う権限を持っている。

基本的には、毎月、業務実績というものを出示していただくこととしている。それについては、契約書の中に記載している。その都度、毎月の業務実績報告に基づき、私どもとしては検査をして、その成績を積み重ねて、良好かどうかということ判断させていただきたいと考えている。

なお、先ほど資料1-1で確認していただいたとおり、地域包括支援センターの運営が適切かつ公正かつ中立に行われているかどうかを定期的に、この運営協議会において評価していただくこととしている。

私どもとしては、その評価を参考にさせていただくが、ここで評価のことに後ほど触れるのだが、一応、検査についてはそのような形で、契約を更新するかどうかについては区の責任の中でやらせていただきたいと考えているものである。

その上で、追加でご説明させていただくが、今回の業務委託仕様書の中には、あえて地域包括支援センターの評価を受けることという規定は入れていない。法令で地域包括支援センター運営協議会が評価を行うというふうに規定されていることを踏まえ、この協議会に評価機関となつていただきたいと考えているが、その評価の時期は、事後評価というものが想定されている。

そのため、私どもとしては、平成27年度の分を委託し、その業務の実績については、年度明けに行うものというふうに考えているものである。

そのため、27年度の評価自体は28年度に行われるということになるので、その点については、改めて評価の実施時期ということでご議論いただきたい。これは別のトピックであるが、ご議論いただきたいというふうに考えている。

（委員）一つ質問があるのだが、委託仕様書の中で、業務時間をもう既にうたっているのだが、平日は午前8時半から午後5時15分で、祝日とかは窓口をやらないようだが、これはもう既に決まっていることなのか。

（福祉施策調整担当課長） 業務時間につきましては二通りの考え方があり、まず、この委託仕様書で明確に示している時間は、窓口の開設時間であり、住民の方々と直接対応するための時間ということを原則としているものである。

ただし、委託契約であるため、区としては、成果というものを出示していただくことが、この委託仕様書の眼目であるので、当然、事業者の中では超過勤務というものも生じるこ

とが想定される。その超過勤務については、何を基準と考えるかという点、ここに規定されている時間、この時間を超える時間帯が超過勤務というふうに判断されるものともなってくる。

そういう意味で、二つの考え方でこの時間を捉えていただくことになるが、一方、仕様書の中にあるとおり、休日・夜間での緊急対応ということも規定しているところであるので、窓口開設時間外に緊急対応という部分で業務が発生することも規定している。

（委員） 業務窓口の時間を確認したかったのは、家族がフルタイムで働いている場合、この時間帯はすごく使いづらい時間帯で、むしろ夜遅くであるとか、土・日でないと、反対に働いている方は相談ができない、家族が働いている方は、ここへ行きにくいというのが懸念される部分である。

（福祉施策調整担当課長） 本所の業務時間については、この時間帯で現在も運営しているところである。平日のこの時間帯に来ることが難しいという方については、土曜日に開設している支所をご利用していただく、もしくは夜間の電話をかけていただいて、その電話を承った上で、翌営業日に職員が応答するといった対応をとっているの、現状のこの内容のままで、本所の委託内容については進めさせていただきたいと考えている。

（委員） 委託仕様書の中で少しご質問させていただきたい。

2ページのところの権利擁護事業のところであるが、下から2行目あたりぐらいから、成年後見制度の利用に関する相談を受け付け、制度の説明および申立てを支援する関係機関の案内等を行うというふうに明記されているのだが、現在、本所では、ケースによっては、申立て支援の方にも関わっているケースがあると思う、今後は、その申立て支援はしないで、関係機関に全部案内をするというような業務内容になるというふうに考えればよろしいか。

それともう一つ、関係機関としては、どういうところを想定されているのか、というところを教えていただきたい。

（福祉施策調整担当課長） 区長申立については、行政専管事項ということで区が行うものであり、委託することはできない。そういう意味で、支援する関係機関というのは、区をご案内いただくという意味である。

委託契約の仕様書上こういう書き方になっている、基本的には、「区の案内」と書いてもいいのだが、全体の書き方に合わせているというものである。

（委員） そうすると、区長申立以外の申立て支援というのは、業務の中には考えていないというふうに考えてよろしいか。

（福祉施策調整担当課長） 説明が不足した。申し立てを支援ということであれば、当然のこと、高齢者相談センター以外にもいろんな機関があるので、その方の相談内容に合わせて、支援機関というものはご案内させていただく。

（委員） 支援機関の案内に限って、区長申立以外は、本所の方で支援するケースはないというふうになるのか。

（福祉施策調整担当課長） 区長申立の相談があったときに、区長申立の支援ということに関しては、具体的に制度の説明であったり、制度を利用する場合の手続であったりということになる。その場合、そういう具体的な手続などは当然支援させていただくことはできる。それは制度の説明の方で入れているものである。その上で、具体的に、例えば別の

機関に相談した方がいいケース、それから区に直接、申立てを依頼するということがある場合については、機関を案内するというものであるので、今、支所がやっている部分として、手続に関するところは、制度の説明という、さきの文言の中に含めているものである。

（委員） プロポーザルで選定するという話だったのだが、プロポーザルとなると、企画提案を書いていただくということになると思うのだが、何について書いていただくかについて、大体骨子は決まっているのか。

これは、仕様書はあるのだが、何かそういう視点とか、事業運営の視点とか、それから考え方とか、そういうものを書いてもらうのか。

（福祉施策調整担当課長） 企画提案書を本日はここに付けていないが、私どもでは、これまで支所の委託をしてきた経緯もある。そうした支所の運営の委託のときにも企画提案書を頂戴しており、そのときには、独創性があるかとか、それから個人情報取り扱いの機密性は確保されているかとか、それから熱意はあるのかとか、さらには、具体的に私どもが想像しないような独自の提案をしてくるのかといったようなこと、そういったさまざまなものは、企画提案書を出していただく前に、募集要項の中で示させていただきたいと考えている。

（委員長） そのほか、いかがか。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、次の案件に移る。

案件の3、平成25年度地域包括支援センター実績報告について、資料3-1、資料3-2のご説明を、福祉施策調整担当課長、お願いします。

（福祉施策調整担当課長） 【資料3-1、3-2について説明】

（委員長） では、ただいまの資料3-1、3-2で質問、意見があればいただく。

（委員） 非常にプリミティブな質問で申しわけないが、実績報告の縦グラフの一番最初のページについて、総合相談。内訳との連携で聞きたいのだが、これで拝見すると、差しかえ資料と変わってないと思うのだが、平成23年から、支所の件数は毎年下がっている。本所は逆に上がっている、25年に来たら若干ながら下がった。横ばいと言った方がいいのかもしれないが、そういうことと、その実績報告の内容と連携があるのかないのか。

一番最初は、まず、この支所がこれだけ下がった理由というのが一つである。2番目としては、さっき説明いただいた内訳との連携があるのか。連携というか、理由があるのかどうかというところを教えてください。

（福祉施策調整担当課長） 大変申しわけございません。今、委員が見ていただいている資料は差しかえ前の資料である。私どもの方では、本所と支所の表記が逆になっていたため、本日、席上で差しかえをさせていただいているものである。

初めに丁寧に説明ができず、大変申しわけございません。

したがって、支所の総合件数は年々増加している。ただ、若干、25年度の支所の相談件数は微減しているが、ほぼ24年度と同等と考えている。

なお、本所の方も右肩上がりであったが、24年度、25年度、若干下がったというものである。これは、24年度から、支所が増設され、本所に来られる方々が支所に分散されたものというふうに理解をしているところである。

（委員） すごく相談が多くて、区の方とか大変だと思うのだが、この総合相談の件数が

書かれているのだが、まず相談の定義が何なのか。電話なのか、来たものなのかとか、区民だけなのか、事業所だとかを含むのか。あと、同じ人が1回電話して、切って、またかけることもあると思うのだが、まずこの相談の定義を教えてください。

（福祉施策調整担当課長） 今お話しいただいた相談の方法の区別なく、全部取りまとめている。区別なくというのは、この中には含めて合計したものである。

また、相談方法というのは、電話である、それから来庁であるということをもとめているものである。

そのほか、相談の対象者、相談相手ということについては、事業者の分というのは含めてない。

（委員） さっき申し上げた、同じ人が1回電話した、切った、何回もかける人とか、やっぱりいろいろな方とかもいて、あると思う。その辺が、1回かけた、切った、また区に電話して、切ったとか、1日10回、20回かける方もいるので、その辺も含めて、1回の電話がとか、1回来たら1回つけるのかの定義をもう少し明確に。

（福祉施策調整担当課長） 表記に定義を入れていないので、非常にこの資料も誤解を与えている部分はあるかと思うが、延件数であるため、繰り返し電話や来庁して相談受けた方の数は、その都度1回ということでカウントしている。こうしたご質問をいただくことのないように、我々としてもきちんと資料の中に定義は入れさせていただきたい。

（委員長） よろしいか。今後、こういう実績報告を毎年つくっていくに当たっては、そのあたりをまた次年度に向けて、もう少し細かく報告していただくとかした方が良い。訪問の相談が多いのか、あるいは電話なのかとか、ご家族なのか、事業者なのか、あと高齢者ご本人であるのかとか、そのようなところもわかるような報告が今後さらに必要になってくるかと思う。

（福祉施策調整担当課長） データをきちんと把握・分析することが、今後の、その後の政策形成に有用であるため、私どももできる限り工夫し、分析できるようにしてまいります。

（委員） 先ほどの2番目のことにお答えいただいてないと思う。

確かに支所が上がって、本所が下がっている。総合相談。その内訳ということでは、これは、ないのか。次からの相談内訳というのがいろいろとある。

例えば3ページの介護予防サービス計画とか。これは、支所は下がっている。権利擁護は、これは別だ。要するに、この内訳的に、本所が下がって支所が増えたというのは理解できるのだが、何か非常にプリミティブといたら、率直な感じで、あれ、支所が下がっている部分があるのはどういうことなのだろうなど。

どこでどういうふうに相談の内訳が変わって、変質しているのではないかと。変質しているときに、先ほどのこととの関連性である。地域ごとで内容が変わってきている可能性がないのだろうか。それをどういうふうにプロポーザルで捉えるか、その辺はどうなのかということである。

（福祉施策調整担当課長） これも資料がなかなか粗いものであるため、非常に質問をいただいてしまうところであるが、まず総合相談の中に、介護予防の案件と、それから権利擁護の案件は含めていない。

その上で、総合相談のこの地域特性についての傾向は、基本的に同じような傾向で地域

に分散している。ただ、もっと詳細に地域ごとに分析していくべきではないかというお考えもあろうかと思うので、私どもの方も、今後できる範囲の中でしっかり分析していきたいと考えている。

（委員） 実績報告ということで、この6ページの実績報告の表があるが、一番伸びているのが紙おむつ、それから自立支援用具、それから食事サービスとあるのだが、小さい、少ないところなどが、実際に利用者さんが余りわからないというか、理解できない部分もあるのではないかと思う。この利用者支援センターの間に入るこういうサービスがすごく大事になってくるのだろうと思う。

それで、この辺の、こういうことをやっているというのは、いろんなところで発表されているが、実際にこういうことに皆さん困っているということで、これをもう少し膨らますというか、広報していただき、本庁と利用者との間をうまく取り持てるような感じであれば、また充実してくるのではないかと思う。一応提案である。

（委員） 今のページで、一番少ない方の話で、真ん中あたりに徘徊探索がある。これは実は、前回の議事録の後ろから2ページ目のところで、私が最後にこの質問をし、GPSが最近どういう傾向なのだろうかということをお知らせいただけると思うのだが、平成25年度に限っては非常に少ない数字なのか。それとも、もともとPRしてないからどんどん少なくなってしまうのか。その傾向を知りたかったのである。それを、前回の宿題で、お願いできるか。

（高齢社会対策課長） 本日資料の参考2で、席上に配付させていただいている。

まず、24年度、25年度の比較という点では、延べ人数で申し上げると368人と364人、若干減少が見られる。実人数で45人と41人。

ただ、この部分が明らかに減少傾向があるかということであれば、26年度も、6月末の段階ではあるが、順調な延べ人数で推移しているで、利用率が下がっているとか、周知が不足しているので区民の方に行き渡ってないということではないのかと思っている。

（委員） すごく単純なことなのだが、権利擁護事業のところ、いきなり21年度から22年度がパンと上がって、その後は一応落ちついているという感じなのだが、何があったのか、22年度に。

（福祉施策調整担当課長） 実は私もこのグラフを見て、22年に何があったのだろうかというのを気にしたところで、いろいろ調べてみたのだが、一つ、明確にこれだというふうにはなかったのだが、あったのが、この22年のときに、夏に、いまだに坂本龍馬と同じ年代の人が生きているという不在高齢者の問題であるとか、いわゆる高齢者が亡くなっていることを隠して年金を受給している世帯があるといった問題が取り沙汰された時期である。

そうした影響がここに出てきているのではないかというのが、この間いろいろと調べてみたところでいうと、思い当たるものである。

（委員） もう一つだが、こういう実績だけで今後評価の方につなげていくのだったら、これでは評価はできないなという感じがするので、その辺のところをもう少しきめ細かくお願いしたいと思う。

（福祉施策調整担当課長） おっしゃるとおりであるため、評価していただくに当たっては、評価に必要な資料は、これではなく、もう少しきめ細かなものをご用意させていただ

きたいと思う。

（委員長） それでは、よろしければ、これで地域包括支援センター運営協議会を終了する。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会を行う。

地域密着型サービス運営委員会の案件1については、先ほど地域包括支援センター運営協議会と共通案件だったので、案件の2から行う。

案件の2、地域密着型サービス事業者の指定について。資料4の説明を、介護保険課長、よろしく願います。

（介護保険課長） それでは、資料4、ご案内させていただきます。

【資料4について説明】

（委員長） ただいまの資料4について、何か意見、質問があれば願います。よろしいか。

（なし）

（委員長）

では、続いて、案件の3、地域密着型サービス事業者の指定更新について。資料5を、介護保険課長、説明を願います。

（介護保険課長） 【資料5について説明】

（委員長） ただいまの資料5の説明について、何か意見、質問があれば願います。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて、次の案件4に移る。

指定地域密着型サービス事業者の指導等の実績について。資料6の説明を、介護保険課長、よろしく願います。

（介護保険課長） 【資料6について説明】

（委員長） では、ただいまの資料6について質問、あるいは意見などあれば。

（委員） 本当に申しわけないのだが、この指導についてなのだが、更新するときも指導というのは入るのか。

（介護保険課長） 更新は、基本的に書類で更新手続をしているので、更新に当たって事業所に、例えば、ここでいうところの实地指導のような形が入るということは特にない。基本的には、文書がそろっているかどうか。

ただし、その事業所が過去において例えば大きな問題を起こしているような場合については、事前に指導に入ることは、可能性としてはある。

（委員） ということは、結構、福祉事務所や高齢者相談センターとか、いろんなところに、ある特定の介護施設の苦情が多いとか、そういうのを踏まえた上で、やはり書類だけの選考ということか。

（介護保険課長） 苦情の取り扱いについては、例えば福祉事務所等々、あるいは区民の皆様から直接お受けする場所があるのだが、それは、6年ごとの事業所の指定とは一切関係なく、別にして、私どもの方で対応している。

これはこのまま放っておけないということであれば、福祉事務所と私どもと一緒に、实地指導という形で事業所の方に出向いて、従業員の方、管理者の方から話を聞いたり、必

要な帳簿、指導記録等々は見ている。

（委員） 25年度の実績が11件で、26年度予定が37である。確認したいのだが、25年度の予定がまず幾つだったのか。それと今度は、26年度が37件というのは、単純に3倍以上の件数を実地指導するのだが、同じ内容でやるのか、簡素化するのか。単純に3倍の業務量が増えるということは職員を増やしてやるのか、その辺を教えてください。

（介護保険課長） 25年度は、地域密着型だけを見ると、今、委員が言われたように3倍の形になるのだが、ほかの居宅であるとか、ほかのところを見ていただくと、ここで20増えているという部分があるので、25年度は全体で大体160件ぐらいを目安で実施した。

26年度は、今度は、そういったようなバランスの中で地域密着型の方に、数目的には少し力を入れさせていただきたいと思っているところである。

それから、指導のやり方の簡素化というのはなかなか難しいので、指導のポイントをここに、人員基準、設備基準、運営基準と3基準ある。また、介護報酬の見方というようなところがあるので、なるべく事業所の皆さんにも負担をかけないような形でやっていきたいとは思っているのだが、ご協力いただき、一緒に見させていただくところについては、しっかりと見ていきたいというふうに思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。

（なし）

（委員長） これで地域密着型サービス運営委員会を終了する。

では、その他の案件に移る。

案件1、介護保険について。資料7の説明を、介護保険課長、願います。

（介護保険課長） 【資料7について説明】

（委員長） この資料7について、質問とか意見があれば願います。

よろしいか。

（なし）

（委員長） では、先ほども上がっていた、第9回、6月19日の持ち帰り事項への回答ということで、資料の方は参考1、参考2について、高齢社会対策課長から説明をお願いします。

【参考1について説明】

（委員長） 参考1の説明で何か質問のある方。

（委員） 10ページの認知症の相談先について、これは興味があるので。

練馬と光が丘がいい例だと思う。かかりつけのお医者さんや、それから、精神科などの専門医さんというと、これはたまたま練馬に精神科のお医者さんが多いからこの数字が高くて、光が丘は逆だという理解なのか。それとも、そうではないということなのか。

例えば、そうではないとすると、どういうことかということ、精神科のお医者さんというのは非常に認知症を見つけるのにいい糸口になれるのかと。そんな感じがしたので、ちょっと質問したい。

（高齢社会対策課長） 各医療機関の正確な数までは、本日データを持ち合わせていないが、こちらの精神科などの専門医というこの質問項目。今思えば、より具体的な表記が本来必要だったと思うのだが、例えば認知症や認知症の方のための専門医という方は、練馬区内では7名の方がいらっしゃり、医療機関の数からいっても少し少ない。これは全国的

なお話として。

区民の方が、読み取っていただいた「精神科などの専門医」ということは、例えば心療内科であるとか、何とかハートフルクリニックみたいな、心の部分の専門医ということであろうと思う。そのような意味で、練馬圏域には、駅前であったり住宅地に比べると、心療内科等のクリニックが多いので、そういった傾向があらわれたのではないかと考えている。

またこれも、これから高齢期を迎える方々に対して示していて、自身の力でクリニックとかに相談に行ってみようとか、ご家族をご案内しようとか、そういう行動ができる方々の答えの数ではないかというふうに認識をしている

（委員長） そのほか、この参考1のところで質問、感想はあるか。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて参考2の説明をお願いします。

【参考2について説明】

（委員長） それでは、この参考2について。

（委員） 二つお尋ねしたいのだが、1番目、上から4行目の平成26年4月の要項改正により、事業名及び助成額を変えてと。確かに、高齢者の生活ガイド、これを見ても、去年と今年では違っており、去年の7月発行の分では、認知症高齢者徘徊探索サービスで、高齢者にGPS探索云々ということで、ここでは、利用料の半額だとか、助成という意味合いではなくて、直接やっているような意味合いがあるのだが、この目的は、どういう意味で変わったのか。

（高齢社会対策課長） まず名称を変えたという部分は、もちろん見守りであるとか、徘徊探索という言葉は本来の目的でもあるし、今の目的にも合致している。

ただ、徘徊というような言葉だけがひとり歩きするよりは、高齢者の方の位置を情報提供させていただくと。その利用料を助成させていただくという方が、受けとめる区民の方が、もう少し気軽にお使いいただけるのではないかと。また、その利用料が助成される、負担が減るという趣旨が、より正しく伝わるのではないかとということで、事業名は改正させていただいた。

あわせて、事業者と協議して、若干仕様の変更などを見直しすることによって、総体の金額を少し下げ、その分、わずかではあるが、ご家族の方がご利用ご負担いただく分も少し減額したというところである。

（委員） そうすると、いわゆるセコムとの協定だとか、そういう中身は全然変わっていないのか。

（高齢社会対策課長） はい。基本的には変わっていない。

（委員） それで、安くなった理由とか、今言ったように何か交渉してというだけの話なのか。中身のサービスを変えたとか、そういうことはないのか。

（高齢社会対策課長） 昨年度の交渉の中身の詳細部分まで、まだ私は把握し切れていないのだが、基本的には、事業者の方とも、より負担の少ない形で利用いただければという趣旨で、事業者の方も、その趣旨にある一定賛同いただいた。

お互い、例えば事務の手続だとか、事務の手数をどうやったら減らせるのかということで、値段の減額にもつながるようなことを進めたということで認識している。

（委員） 二つ目だが、一番下の利用状況で、電話問い合わせ、これが24年度と25年度は全然違うのだが、何かこれは理由があるのか。

ネット検索で、そういう人がたまたま少なかったというだけで片づけられる話なのか。

（高齢社会対策課長） この部分は、具体的に何か状況だとか、こういう状況にあったから、これだけの件数が減ったというところまでは、そこまで詳細を把握できていない。

電話が、ネットが、どちらの利用者さんが多かったのかというのは、もしかすると、その時々利用者さんの便のよろしい方で多少年度によって傾向が出るのかもしれないという認識である。

（委員） 今の委員の関連であるが、月々の利用内容が、年度で、その時々に応じてというにしては、件数が全て、電話もネットも、駆けつけサービスについても、差があり過ぎるのではないかということが一つと、上の事業実績の合計人数は、ほとんど変わっていないにも関わらず、ここで差が出るということは、この内訳というふうに、また勘違いするといけけないので。ということで理解してはいけけないのか。

（高齢社会対策課長） まず、実績に関しては、新規の方と、延べの人数と、実人員という記載をした。

利用状況に関しては、例えば、電話の問い合わせが全部で何回あった。それを実人員で割っている、厳密に、月平均で何回あったかという積算の仕方はしていない。

話があったとおり、電話にしても、また、例えば駆けつけサービスにしても、その使用の頻度が減ったという部分が、幸い、そういう高齢者の方が見当たらないという事例が少なかったのか、もしくは、ネットを使うことによって問題が解決したのか。もしかして、利用者さんへの案内という部分で不足があったのか。そこについては、今、明確な答えを持ち合わせていないので、持ち帰り、こちらの案内不足等がもしあるとすれば、それはすぐ改善しなければいけけない。

そうではなくて、こういう結果だったということであれば、その旨ご理解いただければと思う。

（委員） 単なるお願いなのだが、実は、私はGPSに関心があったものだから、いつだったか忘れてしまったし、高齢者相談センターだったと思うのだが、相手も忘れてしまったのだが、聞いたことがある。そうしたら、これはもうやっていないというような回答をいただき、もうないのかなと思ったら、こういうのがあった。

だから、逆に言うと、もう少し聞いておけばよかったのだが、区内ないし相談センターの中でも、もっとそういう認知を徹底していただきたいというお願いを最後にしたいと思う。よろしく願いする。

（高齢社会対策課長） それは改めてしっかりと。申しわけございませんでした。

（委員長） では、そろそろ時間に。

（委員） セコムさんと交渉する機会があったらお願いしてほしいと思うが、この機材を充電し続けないと位置情報が発信できないという、あと、機材を実際に持っていないとだめだということところが、この利用が進まない、現場にいる私たちの感覚としてはあるので、もしセコムさんをお願いする機会があったら、より良い機材にならないかなど。

私ではないのだが、事務所の中で、非常に、このセコムさんを使って探索して何回も見つけていただいているので、とても有効なサービスだと思っているので、そこは交渉する

機会があったらお願いしていただきたいと思う。

（高齢社会対策課長） そちらは、本当に具体的な約束ということではなくて、技術の進歩も進んでいるので、もっと良いものがあるというのであれば、ぜひそういったものも前向きに検討したいと思う

（委員） 前回お休みしたので、確認だけさせていただきたいのだが、今回、法改正で、地域ケア会議というのが名前が出てきていて、前回の資料の中では、地域支援センター。この会議がそのままケア会議になるような形で書いてあるが、それでよろしいのか。それとも、また新たに組織をつくるのか。

（福祉施策調整担当課長） 今、委員がご指摘のとおり、このたびの介護保険法の改正により、地域ケア会議が法定化された。

地域ケア会議の目的は、包括的・継続的ケアマネジメントを効率的・効果的に行うためにというふうに規定されているので、私たちは、この法律の目的に沿い、まず、地域包括ケア会議は3層構造に再編する。

その上で、この地域包括支援センター運営協議会は、地域包括ケア推進会議というふうにさせていただき、区政全体の地域包括ケアの政策課題等をご検討いただく場を兼務していただきたいと考えている。

そのほか、先ほど話があった地域ケア圏域会議につきましては本所が担う。そのほか、地域ケア個別会議、こちらについては支所が担うということで、3層構造に再編したいと思っている。

（委員長） では、皆さん、何か発言、よろしいか。

（なし）

（委員長） では、次回の日程について、事務局、説明をお願いします。

（事務局） 次回第3期第11回の地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会開催時期については、平成26年10月の実施を予定している。

案件は、第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画についてなどを予定している。

次回日程については、以上である。

（福祉施策調整担当課長） 最後に一つだけ、その他のことで、ご承認いただきたいことがある。

前回の運営協議会において、上石神井敬老館併設の上石神井支所のプロポーザルについて報告をした。

この間、支所についての受託事業者の選定を行ってきているところであるが、現時点で、まだ最終確定の手続が終わっていない。

そのため、次回の開催前に、準備委託を9月1日からスタートすることとなる。

については、本来であれば、決まっていればここで受託事業者をご報告させていただくところであるが、それができないので、それに代わり、本日の議事録とともに、受託事業者名を記載した文書を同封の上、送付させていただきたいと考えている。その旨ご承認いただきたい。

（委員長） 今、福祉施策調整担当課長からの話があったが、よろしいか。

（異議なし）

（委員長） では、送付があつてからご確認いただくという形で、よろしく願います

また、11回の会議の日程が決まったら、文書でご案内を差し上げる。よろしくお願ひする。